

松阪市こども計画の一部変更について

【令和8年3月改訂】

1 松阪市こども計画

本市では、すべてのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざして、国の「こども大綱」と県こども計画を勘案し、子育て支援の一層の推進を図り、貧困対策、こども・若者の育成支援等も含めたこども政策を総合的・一体的に推進するため、こども基本法第10条に基づき、令和7年3月に「松阪市こども計画」を策定しました。

2 変更の内容について

松阪市こども計画に、より幅の広い事業を推進していくために、必要な財源を確保する旨の文章と別紙計画の追加、また国からの通知等による所要の変更等により、下記のとおり変更します。(赤字下線部分:追加修正か所)

計画書 ページ	変更内容
P6	<p>(6)こども計画に基づき実施する施設整備事業</p> <p>幼稚園、保育園、認定こども園、児童センター等の子育て関連施設について、その整備にあたっては「松阪市公共施設等総合管理計画」に基づき、安全安心で快適に過ごすために必要な新築、改築、改修、修繕等により、保育環境の確保に必要な整備を行います。</p> <p>なお、個々の事業等については、「松阪市立幼稚園・保育園あり方基本方針」「保育提供体制の確保のための実施計画」等において示していく方針です。</p> <p><u>また、本計画の推進に必要な整備については、充た可能な補助制度等を活用します。こども・子育て支援事業債を活用予定の事業については別紙に取りまとめて、計画的に実施します。</u></p> <p>◆変更理由</p> <p>幅広い事業を推進するために必要な財源として、「こども・子育て支援事業債」を活用するためには、対象となる事業を「松阪市こども計画」に位置づける必要があります。これにより、借入れの同意が得られ、後年度には交付税措置を受けることが可能となることから、松阪市こども計画に別紙計画を位置づけるための文章を追加します。</p>
P114	<p>(1)利用者支援事業</p> <p>子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や地域こども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の必要な支援を選択して円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・共同の体制づくり等を行います。</p> <p>基本型では、市内の子育て支援センター2か所で子育て家庭に寄り添った相談・支援を行います。</p> <p>特定型では、こども未来課の保育コンシェルジュが、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における幼稚園・保育園などの施設や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。</p> <p>こども家庭センター型では、母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び健康増進に関する包括的な支援として、妊娠届出時の保健師等専門職による面談で妊娠中から継続して子育ての応援及び支援をします。また、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。</p> <p><u>妊婦等包括相談支援事業型では、妊娠時面談から保健師等の専門職が出産・育児等の見通しを持てるように面談し、情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。</u></p>

◆変更理由

令和7年4月1日に施行された、子ども・子育て支援法改正による「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に基づき「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)」が創設されたことによるもので、「妊婦等包括相談支援事業型」の各年度のか所数を追加記載しています。

妊婦等包括相談支援事業型とは、妊娠時面談から保健師等の専門職が出産・育児等の見通しを持てるように面談し、情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

正式な通知が令和7年度当初に国から通知があったことにより、今回、追加しています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	見込量合計①	2	2	2	2	2
	確保方策②	2	2	2	2	2
特定型	見込量合計①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	見込量合計①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
妊婦等包括 相談支援事業 業型	見込量合計①	2	2	2	2	2
	確保方策②	2	2	2	2	2
過不足②-①		0	0	0	0	0

※こども家庭センター型には、母子保健機能と児童福祉機能を有する施設1か所、および母子保健機能を有する施設1か所を含む。

P122
～
P123

(19) こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための事業です。

普段、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できます。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども誰でも通園制度 (必要利用定員数)	(0歳児)	見込量合計①	2	3	3	4	4
		確保方策②	2	3	3	4	4
		過不足②-①	0	0	0	0	0
	(1歳児)	見込量合計①	2	3	3	3	4
		確保方策②	1	3	3	3	4
		過不足②-①	-1	0	0	0	0
	(2歳児)	見込量合計	1	2	2	2	3
		確保方策	1	2	2	2	3
		過不足②-①	0	0	0	0	0

◆変更理由

令和8年度からのこども誰でも通園制度の本格実施に伴い、令和7年9月に、国からこども誰でも通園制度の量の見込みの算出方法の変更の通知があったことを受けて、これまでは、一日当たりの受け入れ人数を示していましたが、変更後は必要となる定員数となることから、見込量等を変更しています。